

福井市事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱

（主旨）

第1条 この要綱は、福井市内の事業者のうち、多量の一般廃棄物を排出する事業所（以下「多量排出事業所」という。）に対し、当該一般廃棄物の削減等に関する実績報告及び計画書の作成等について必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の排出抑制及びその適正な処理等を図り、もって事業系一般廃棄物の削減・リサイクル推進を図ることを目的とする。

（対象）

第2条 この要綱の対象となる多量排出事業所とは、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年福井市条例第19号）第2条第2項第5号で定める事業系一般廃棄物を年間（毎年4月1日を基準日とした同日前1年間をいう。）概ね100トン以上排出すると認められるもので、かつ、市長が別に認定した事業所とする。

2 前項の事業所において、同一敷地内で事務所、工場等各部署がそれぞれ独立して事業活動を営んでいると認められるものは、別事業所とみなす。

3 第1項の事業所において、同一敷地内又は同一建築物内にある複数の事業所が連帯して一般廃棄物を処理している場合は、これらの複数事業所を同一事業所とみなす。

（事業系一般廃棄物管理者等の選任）

第3条 多量排出事業所は管理者（所有者、占有者その他当該事業所の廃棄物処理について権限を有する者（以下「管理者等」という。）をいう。）及び事業系一般廃棄物の管理を担当する事業系一般廃棄物管理責任者（以下「責任者」という。）を選任するものとする。

（管理者等の業務）

第4条 管理者等は、次の事項を記載した事業系一般廃棄物の削減等に関する実績報告及び計画書（様式第1号）（以下「実績報告及び計画書」という。）を作成し、毎年5月末日までに市長に提出するものとする。

- (1) 廃棄物の管理等の状況
- (2) 事業系一般廃棄物の前年度処理実績及び今年度処理計画
- (3) 削減等の取組に関する前年度実績及び今年度計画
- (4) 再生原料を使った商品の製造及び販売状況
- (5) 再生品等の利用状況

2 管理者等は、前項の実績報告及び計画書において、次の各号に掲げる事項について変更が生じた場合は、事業系一般廃棄物の削減等に関する実績報告及び計画

変更届出書（様式第2号）により、すみやかに市長に提出するものとする。ただし、第3号においては、実績報告及び計画書に記載のある処理計画量と著しく差異が生じた場合に限るものとする。

- (1) 多量排出事業所の住所、事業所名、管理者等及び連絡先
- (2) 責任者の所属、氏名及び連絡先
- (3) 本年度処理計画量

（責任者の業務）

第5条 責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 排出するごみの種類、量及び処理方法の把握
- (2) ごみ削減等に関する計画の立案
- (3) 従業員、テナント及び利用者等へのごみ削減等に関する啓発、教育及び指導
- (4) ごみ保管場所の管理
- (5) 市との連絡・調整

（指導及び助言）

第6条 市長は、実績報告及び計画書が提出されたときは、必要に応じて、その計画等について指導及び助言を行うものとする。

2 市長は、前項の指導及び助言に関し必要があると認めるときは、多量排出事業所に対し現地調査等を行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めのないもの、あるいは疑義のある事項については別に協議を行うものとする。

附則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。